

大田区定期利用保育室

指導検査基準

(令和7年6月1日適用)

大田区 こども未来部 保育サービス課

評価区分		指導形態
A	関係法令、関係通達等のいずれにも適合する場合	水準向上のための「助言指導」を行う。
B	関係法令以外の法令、その他の通達等に違反する場合	原則として「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指導」とする。
C	関係法令、関係通達等に違反する場合	原則として「文書指導」とする。ただし、軽微な違反、改善中、特別な事情により改善が遅滞している場合等は、「口頭指導」とすることができる。

【注意】

定期利用保育室は、認可外保育施設であり、かつ、大田区の定期利用保育室運営費等補助金交付要綱や一時保育事業実施要綱等が適用されます。

本指導検査基準は、認可外保育施設指導検査基準と、大田区の各要綱の定めを合わせた基準です。大田区の要綱による基準は、項目番号に(区)と記載しています。

認可外保育施設の検査基準と区の要綱による基準に差がある項目については、より厳格な基準が適用されます。特に網掛けの項目については、区の要綱により厳格な基準が別に定められている項目を示しています。

大田区定期利用保育室 指導検査基準

目次

1 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数	1
(1)(区) 職員の適正配置	1
(2) 保育に従事する者の有資格者の数	2
(3) 国家戦略特別区域内における特例	2
(4) 保育士の名称	2

2 保育室等の構造設備及び面積

(1) 保育室の面積	3
(1)(区) 保育室の面積	3
(2) 調理室の有無	3
(3) 乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保	3
(3)(区) 2歳未満の乳幼児と2歳以上の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保	3
(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	4
(5) 保育室に専用の手洗い設備の設置	4
(6) 便所	4

3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具の設置/非常口の設置	5
(2) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定/避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	5
(3)(区) 災害対策の状況	6

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

(1) 保育室が2階の場合の条件	7
(2) 保育室が3階の場合の条件	7
(2) 保育室が3階の場合の条件（調理室がある場合）	8
(2) 保育室が3階の場合の条件	8
(3) 保育室が4階以上の場合の条件	9
(3) 保育室が4階以上の場合の条件（調理室がある場合）	9
(3) 保育室が4階以上の場合の条件	10

5 保育内容

(1) 保育の内容	10
(1)(区) 保育内容等	11
(2) 保育従事者の保育姿勢等	11
(3) 保護者との連絡等	12

6 給食

(1) 衛生管理の状況	12
(2)(区) 食事内容等の状況	13
(2) 食事内容等の状況	13

7 健康管理・安全確保

(1)(区) 保健計画	13
(1) 乳幼児の健康状態の観察	13
(2) 乳幼児の発育チェック	13
(3) 乳幼児の健康診断	13

(3)(区) 入所児童に対する健康診断	14
(4) 職員の健康診断	14
(4)(区) 職員の健康診断・安全衛生管理、調理・調乳担当者	14
(5) 医薬品等の整備	14
(6) 感染症への対応	14
(7) 乳幼児突然死症候群の予防	15
(8) 安全確保	15

8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	17
(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	17
(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	17
(3)(区) 利用契約等	17
(4) 領収証（領収証兼提供証明書）の交付	18
(5) 苦情相談窓口の設置	18

9 備える帳簿

(1) 職員に関する書類等の整備	18
(2) 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	18
(3) 施設に関する書類	18

10 設置者の経営姿勢

(1) 保育に対する姿勢	18
--------------	----

11 就業規則等の整備、職員の状況

(1)(区) 就業規則	19
(2)(区) 給与規程	19
(3)(区) 育児・介護休業規程	19
(4)(区) 旅費規程	19
(5)(区) 労使協定等	19
(6)(区) 変形労働時間制	20
(7)(区) 労働条件の明示	20
(8)(区) 給与の支給	20
(9)(区) 社会保険等の適用	20
(10)(区) 勤務体制(労働基準法)	20

12 その他

(1) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	21
(2) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	21
(3) 秘密保持等	21
(4) 記録の整備	21
(5)(区) 運営方針	22
(6)(区) 児童の入所状況	22
(7)(区) 利用料	22
(8)(区) 会計処理	22

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
2	昭和57年6月15日56福児母第 990号認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1「認可外保育施設指導監督基準」	指導監督基準
3	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
4	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
5	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
6	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
7	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
8	平成25年3月13日24こ保発第13135号「大田区定期利用保育室運営費等補助金交付要綱」	交付要綱
9	平成24年3月30日23こ保発第13297号「大田区一時保育事業実施要綱」	実施要綱
10	平成7年10月23日7福子推第276号「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」	都実施要綱
11	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	都条例
12	平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」	都規則
13	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
14	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
15	昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
16	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
17	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監第0805第3号通知
18	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
19	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判 定		
			B	C	
1 保 育 に 従 事 す る 者 の 数 及 び 資 格					
(1) 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上 〔考え方〕 保育従事者の必要数及び有資格者数は常勤職員により算定する。 常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換算すること。 どの時間帯においても、在籍児童数に見合った必要な保育従事者数が配置されていることが必要。 ※常勤職員：1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務の者 ※児童の年齢は、実年齢である。クラス年令（当該年度の初日の前日の年齢）による区分はしていない。 (※1)区の要綱により、「施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。」は適用しない。	の必要数の算出 a 調査日の属する月を基準月とし、月極利用の契約入所児童数による必要数を満たしているか。 b 調査日に時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極契約児童数に時間預かりの数を加えた児童数による必要数を満たしているか。 c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 ※ 必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。 ※ 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。	・ 月極契約入所児童数に対して保育従事者が不足している。 ・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。 ・ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。	○ 		

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等	
		評 価 事 項	判定			
			B	C		
2 施設長 次の要件を全て満たす施設長を置くこと。 （１）第19条第1項第2号イ（ア）の規定を満たしていること。 （２）原則として、専任の常勤職員であること。ただし、保育従事職員等との兼任を可とする。 3 調理員及び嘔吐医 調理員及び嘔吐医を置くこと。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合は、調理員を置かないことができる。 ※常勤職員：次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。 ア 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）。 イ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が一時保育事業を実施する事業所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。 ウ 勤務時間が事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している者又は当該者以外の勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上である者であって、常態的に勤務していること。 エ 一時保育事業を実施する事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。	e 施設長を配置しているか。	・ 施設長を配置していない。		○	・ 実施要綱第19条 別記2 施設長	
	f 施設長の要件を満たしているか。 保育士であって、実施要綱第19条第1項第2号イ（ア）に定める施設において一定以上の勤務経験があり、原則専任の常勤職員であるか。ただし、保育従事職員等との兼任は可能。	・ 施設長の要件を満たしていない。			○	・ 実施要綱第19条 別記2 施設長
	g 調理員及び嘔吐医を置いているか。	・ 調理員・嘔吐医を置いていない。			○	・ 実施要綱第19条 別記3 調理員及び嘔吐医 ・ 実施要綱第2条第1項(11)
(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（助産師及び保健師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1（保育従事者が2人の施設については1人）以上いるか。 a 月極契約入所児童数に対する数 b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・ 月極契約入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。 ・ 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。			○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（2） ・ 指導監督基準1（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（2） ・ 指導監督基準1（1）
(3) 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項（2）に係る特例 ※「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取り扱いについて」（平成27年8月7日付雇児発第0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき、評価を行う。	a 過去3年間に保育した乳幼児の概ね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。 c 保育士の資格を有する者1人以上配置しているか。 d 保育士の資格を有する者1人以上配置していない。	・ 過去3年間に保育した乳幼児の概ね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）でない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人でない。 ・ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。			○	・ 指導監督基準1（1） ○
(4) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・ 左記の事項につき違反がある。 ・ 左記の事項につき違反がある。			○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（3） ・ 指導監督基準1（4） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号イ（4）

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
2 保 育 室 等 の 構 造 設 備 及 び 面 積					
(1) 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積：当該保育施設において、保育室専用として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。	保育室面積は、児童が実際に使用できる面積（ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く）とし、入所児童1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。 a 調査日現在の月極契約入所児童数についての1人当たりの面積 b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数についての1人当たりの面積 c 調査時点での在籍児童数についての1人当たりの面積	・ 不足している。 <			

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判 定		
			B	C	
(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号
	※ 原則として、保育室は1階以上に設けること。	※ 建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。			
		・ 採光が不十分	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号
	b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気有効な開口部がない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号
	※ 建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。				
		・ 換気が不十分	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（4） ・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号
	c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・ 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11）、（14） ・ 指導監督基準2（3）
(5) 保育室に専用の手洗い設備の設置	保育室には便所用とは別に保育室専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	・ 専用の手洗い設備が設けられていない。		○	・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第4号
		・ 手洗い設備が設けられているが不適切	○		・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第4号
(6) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。	・ 便所がない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（5） ・ 指導監督基準2（3）
	施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。				
b 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室（調理設備を含む。）との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	・ 専用の手洗い設備が設けられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（5） ・ 指導監督基準2（3）
		・ 手洗い設備が設けられているが不適切	○		
		・ 手洗い設備が不衛生（十分に清掃なされていない、石けんがないなど）	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（5） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（2） ・ 指導監督基準2（3）
	(b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	・ 児童専用の便所がない。 （便器のサイズ児童用）		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（1）、（5） ・ 指導監督基準2（3）
	(c) 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	・ 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 ・ 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。）		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（5） ・ 指導監督基準2（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第4号

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
c 便器の数	便器の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおむね児童20人につき1個以上必要とする。	・ 契約入所児童数に対して便器の数が不足		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（6） ・ 指導監督基準2（3）
	(a) 調査日現在の契約入所児童（満1歳以上）数による。				
	(b) 時間預かりがある場合は、その入所児童（満1歳以上）数を加算した数に対しても算出する。 ※ 必要便所数：幼児20人につき1個以上。 小数点以下第1位までを算出し、それを四捨五入した数	・ 時間預かりを含めた入所児童数に対して便器の数が不足	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（6） ・ 指導監督基準2（3）
3 非 常 災 害 に 対 す る 措 置					
(1) a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・ 消火用具がない又は消火用具の機能失効		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（1） ・ 指導監督基準3（1） ・ 実施要綱第32条第1項
	(b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	・ 設置場所不適	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ヘ（14） ・ 指導監督基準7（8）
	(c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・ 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ヘ（14） ・ 指導監督基準7（8）
	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。 ※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。（出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。） 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	・ 非常口が1か所のみ ・ 設置箇所不適 ・ 非常口は2か所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。	○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（1） ・ 指導監督基準3（3） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げているか。	・ 非常口の機能不備	○	
	(2) a 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	(a) 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から具体的計画（消防計画）を作成すること。	・ 具体的計画（消防計画）を作成していない。 （全施設対象）		○
		・ 具体的計画（消防計画）の届出をしていない。 （収容人員が30人以上の施設が対象）		○	・ 消防法施行令第3条の2
※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。		・ 具体的計画（消防計画）の内容不備。	○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（2） ・ 指導監督基準3（2） ・ 消防法第8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
	(b) 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、収容人員が30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。 30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましい。	・ 収容人員が30人以上の施設であって防火管理者の選任・届出がされていない。		○	・ 消防法第8条
b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	・ 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 〔避難消火訓練実施回数不足〕 ・ 年間実施回数6回以上12回未満 ・ 年間実施回数6回未満 (30人以上の施設) (30人未満の施設) 〔保育室が4階以上にある施設〕 ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。	○ ○ ○	○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) ・ 指導監督基準3(2) ・ 消防法施行令第3条の2第2項
b(区) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	(a) 避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	・ 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 ・ 訓練内容不適 ・ 訓練記録が整備されていない ・ 訓練記録が不十分	○ ○ ○	○	・ 実施要綱第32条第2項 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) ・ 指導監督基準3(2) ・ 消防法施行令第3条の2第2項 ・ 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項 ・ 指導監督基準3(2) ・ 消防法施行規則第4条の2の4第2項 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3)
c 災害対策	・ 地震防災計画(事業所防災計画)を定めているか。	・ 地震防災計画(事業所防災計画)を(未作成・内容不備)。	○		・ 東京都震災対策条例第10条 ・ 実施要綱第32条第2項
(3)(区) 災害対策の状況					
a 備蓄関係	・ 非常災害に備えた食糧等を備蓄しているか。 非常災害に備えた食糧等を備蓄していること。(3日分の防災備蓄・水の確保)	・ 非常災害に備えた食糧等を備蓄していない。 ・ 非常災害に備えた食糧等の備蓄が不十分である。	○	○	・ 実施要綱第32条第3項 ・ 交付要綱第7条 別表 5 震災対策費
b 消防用設備の点検等	・ 消防法第17条の3の3の消防用設備等の点検及び報告をしているか。	・ 消防用設備等の点検及び報告をしていない。	○		・ 消防法第17条の3の3
	・ 消防法施行令第3条の2第4項の消防用設備等の自主点検をしているか。	・ 消防用設備等の自主点検をしていない。	○		・ 消防法施行令第3条の2第4項

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件					
(1) 保育室が2階の場合の条件	a 保育室、その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が不備である。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（4） ・ 指導監督基準4（1） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設か。 ※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等での確認が望ましい。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）ではない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（4） ・ 指導監督基準4（1） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	・ 左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（4） ・ 指導監督基準4（1） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。 ① バルコニーの床は準耐火構造とする。 ② バルコニーは十分に外気に開放されていること。 ③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 ④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 ⑤ その階の保育室の面積の概ね1／8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。				
(2) 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる（常用）欄及び（避難用）欄の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	・ 左記に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離30m以内設けられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
(2) 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合)	d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 ※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 ※ 特定防火設備 ・ 防火区画に用いる防火設備（スプリンクラー等） ・ 防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 ※ 調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置 ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等	・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。ただし、次の②及び③のいずれかが設置されている場合はこの限りではない。 ②調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③ 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）が講じられていること。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
(2) 保育室が3階の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・ 左記eを満たしていない。 ・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 ・ 左記gを満たしていない。 ・ 左記hを満たしていない。 (防災物品表示)		○ 	

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
(3) 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可)		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる（常用）欄及び（避難用）欄の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 （常用） ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 （避難用） ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすもの。） イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段	・ 左記に掲げる（常用）及び（避難用）の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	c 避難に適した構造の施設又は設備が保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30m以内となるように設けられているか。	・ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離30m以内設けられていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
(3) 保育室が4階以上の場合の条件 （調理室がある場合）	d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 ※ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床＝耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 ※ 特定防火設備 ・ 防火区画に用いる防火設備（スプリンクラー等） ・ 防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備 ・ 加熱開始1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 ※ 調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置 ・ レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等	・ 以下に掲げてある施設及び設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。 ②調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）が設けられ、かつ当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）が講じられていること。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判 定		
			B	C	
(3) 保育室が4階以上の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記eを満たしていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・ 転落防止設備がない。 ・ 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・ 左記gを満たしていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・ 左記hを満たしていない。 (防災物品表示)		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ハ（5） ・ 指導監督基準4（2） ・ 実施要綱第17条で準用する第8条第1項第1号 ・ 都条例第41条第3項
5 保 育 内 容					
(1) 保育の内容	保育内容の工夫				
※ 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・ 左記b～dの事項を満たしていること。（実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。）			
	b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。				
	(a) 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。 ・ 保育日誌が作成されていない。 (区) ・ 0・1歳児の個人別記録が作成されていない。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（1）、（3） ・ 指導監督基準5（1）
	(b) 必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・ 汚れたときの処置が不適当 ・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。	○ ○		・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（2） ・ 指導監督基準5（1）
	(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児） 週3回以下 週4回以上6回未満		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（2） ・ 指導監督基準5（1）
	(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児） 週3回以下 週4回以上6回未満		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（2） ・ 指導監督基準5（1）

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 ・ 対応が不十分	○ ○	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（9） ・ 指導監督基準5（2）
(3) 保護者との連絡等	〔3歳未満児〕 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	(原則として連絡帳) (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡帳が作成されていない。 ・ 連絡状況が不十分	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（10） ・ 指導監督基準5（3）
	〔3歳以上児〕	(口頭連絡でも可) (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡状況が不十分	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（10） ・ 指導監督基準5（3）
b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（11） ・ 指導監督基準5（3）
c 保育室の見学	(a) 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（12） ・ 指導監督基準5（3）
6 給 食					
(1) 衛生管理の状況					
a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ピンは使用することによく洗い、滅菌しているか。	・ 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（1） ・ 指導監督基準6（1）
	(b) 調理室が清潔に保たれているか。 (c) 調理方法が衛生的であるか。 (d) 配膳が衛生的であるか。	・ 調理室が汚れている。残飯等が放置されている。 ・ 衛生的配慮が不十分	○ ○	○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（1） ・ 指導監督基準6（1）
	(e) 食事時、食器類や哺乳ピンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・ 共用されることがある。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（1） ・ 指導監督基準6（1）
	(f) 原材料、調理済食品の保存（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。 ※ 集団給食（1回20食程度未満の場合を除く。）の取扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく届出をする必要がある。（調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。）	・ 冷凍又は冷蔵設備等がない。その他食品の保存に関し、不適切な事項がある。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（1） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ（1） ・ 指導監督基準6（1）

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判 定		
			B	C	
(2) (区) 食事内容等の状況 食育計画	(a) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	・ 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	○		・ 実施要綱第34条（2） ・ 保育所保育指針第1章3，第3章2（1）ウ
(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・ 配慮されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（2） ・ 指導監督基準6（2）
	(b) 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。				
	〔市販の弁当（仕出し弁当も含む）等の場合〕 (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（2） ・ 指導監督基準6（2）
	(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（2） ・ 指導監督基準6（2） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11）
b 献立に従った調理	(a) 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。	○ ○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ホ（3） ・ 指導監督基準6（2）
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保					
(1) (区) 保健計画	(a) 保健計画を作成しているか。	・ 保健計画を作成していない。	○		・ 実施要綱第34条第2項 ・ 保育所保育指針第3章1（2）ア
(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（1）、（10） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（1） ・ 指導監督基準7（1）
	b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（1） ・ 指導監督基準7（1）
(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・ 基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・ 基本的な発育チェックを毎月行っていない。		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（2） ・ 指導監督基準7（2）
(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 入所（利用開始）時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用開始）時の健康診断はなるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・ 入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果（4か月以内に健診を受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（3） ・ 指導監督基準7（3） ・ 実施要綱第34条第2項第1号
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。	・ 全く実施されていない。 ・ 1年に1回しか実施していない。 ・ 健康診断の未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	○ ○ ○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（3） ・ 指導監督基準7（3） ・ 実施要綱第34条第2項第1号

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	- 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 - 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分	○	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（21） ・指導監督基準7（3）
(3) (区) 入所児童に対する健康診断	a 入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。	- 入所（利用開始）時の健康診断が実施されていない。 - 定期健康診断が全く実施されていない。 - 定期健康診断が1年に1回しか実施していない。 - 健康診断の未実施者がいる。 - 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	○ ○ ○ ○	○ ○	・実施要綱第34条第2項第1号
(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	- 実施されていない。 - 実施されているが未実施者がいる。	○	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（4） ・指導監督基準7（4） ・実施要綱第34条第2項第1号
(4) (区) 職員の健康診断、安全衛生管理、調理・調乳担当者	b 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	- 実施されていない。 - 月1回の検便が実施されている状況にない。	○	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（5） ・指導監督基準7（4）
	a 職員の健康診断の記録を作成・保存しているか。	・職員の健康診断の記録を作成・保存していない。	○		・労働安全衛生規則第51条
	b 衛生推進者を選任し、職員に周知しているか。。 （労働者が常時10人以上50人未満の施設）	- 衛生推進者を選任していない。 - 衛生推進者を職員に周知していない。	○ ○		・労働安全衛生法第12条の2、労働安全衛生規則第12条の2～4、23条の2
	c 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	- 月1回の検便が実施されていない。 - 月1回の検便が実施されている状況にない。 (区) - 検便結果を適切に保管していない。	○ ○	○	・食品衛生法第51条、第68条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 ・薬生食監第0805第3号通知 ・実施要綱第34条第2項第3号 ・労働安全衛生規則第51条 ・雇児総発第36号通知 ・労働安全法施行規則第51条 ・実施要綱第34条第2項第3号
	d 調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行っているか。	- 点検が実施されていない。 - 点検を行っているが不十分である。	○	○	・食品衛生法第51条、第68条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2 ・薬生食監第0805第3号通知 ・実施要綱第34条第2項第3号
(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	- 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 - 整備内容が不十分	○ ○	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（6） ・指導監督基準7（5）
(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	対応が適切ではない。		○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（7） ・指導監督基準7（6）

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
	b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・ 治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。	○		・ 指導監督基準 7（6）
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・ 対応が適切ではない。	○		・ 指導監督基準 7（6）
(7) 乳幼児突然死症候群の予防	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳児突然死症候群 に対する注意を払っていない。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（8） ・ 指導監督基準 7（7）
	b 乳児を寝かせる場合は、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・ 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（9） ・ 指導監督基準 7（7）
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室で喫煙している。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（10） ・ 指導監督基準 7（7）
(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・ 安全計画が策定されていない。 ・ 保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険防止に対する十分な配慮がされていない。	○		・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（11） ・ 指導監督基準 7（8） ・ 実施要綱第34条第 1 項第 6 号
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。 ・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（12） ・ 指導監督基準 7（8） ・ 実施要綱第34条第 1 項第 6 号
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（13） ・ 指導監督基準 7（8） ・ 実施要綱第34条第 1 項第 6 号
	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（11）、（14） ・ 指導監督基準 7（8）
	e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・ 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○		・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（11） ・ 指導監督基準 7（8）
	f 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。	・ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号ホ（2） ・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（11） ・ 指導監督基準 7（8）
	g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	・ 定期的な点検が行われていない。		○	・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（11） ・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（14） ・ 指導監督基準 7（8）
	h 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施設等が不十分	○		・ 支援法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号へ（14）、（15） ・ 指導監督基準 7（8）

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
	i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（16） ・ 指導監督基準7（8） ・ 実施要綱第34条第1項第7号
	j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・ 児童の降車の際に当たり、当該装置を用いていない。		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(17) ・ 指導監督基準7（8）
	k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に実施しているか。	・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。 ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（18） ・ 指導監督基準7（8）
	l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 （区）保険への加入 1回の事故について、3億円。1人の事故につき3,000万円以上の賠償責任保険に加入しているか。 m 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。 ※ 死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。 （区）児童に事故があったときは、区に速やかに事故報告書を提出しているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていない。 ・ 基準以上の賠償責任保険に加入していない。 ・ 報告が行われていない。 ・ 事故報告書が提出されていない。		○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（19） ・ 指導監督基準7（8） ・ 実施要綱第31条 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（20） ・ 指導監督基準7（8） ・ 実施要綱第34条第1項第5号
	n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（21） ・ 指導監督基準7（8）
	o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとられていない。 ・ 複数の保育従事者で対応していない。		○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（22） ・ 指導監督基準7（8） ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（11） ・ 指導監督基準7（8）

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判 定		
			B	C	
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供					
(1) 施設及びサービスに関する内容の揭示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物、その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	- 全く揭示されていない。 - 左記、a～oの事項につき、揭示内容又は揭示の仕方が不十分 「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 「ここdeサーチ」に左記a～oの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。	○ ○ ○	○ ○ ○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（23） ・ 指導監督基準8（1）
(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	- 適切な説明が行われていない。 - 説明はされているが、内容が不十分	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（25） ・ 指導監督基準8（2） ・ 実施要綱第22条第3項
(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	- 書面により交付されていない。 - 左記、a～hの事項につき、交付内容が不十分	○	○	・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ（24） ・ 指導監督基準8（3） ・ 運営基準第55条
(3) (区) 利用契約等	次に掲げる事項を内容に含む契約を利用者との間で直接締結しているか。 a 利用児童の氏名及び生年月日 b 利用者の氏名及び住所 c 保育を必要とする理由、保護者の就労先、保育時間及び保育期間 d 定期利用保育の利用料の金額、支払の方法等 e 途中解約時の利用料の定め	- 書面により直接締結されていない。 - 左記、a～eの事項につき、内容が不十分	○	○	・ 実施要綱第22条
※ 必ずしも契約書本体にa～eについて明記していなくても、契約書の別紙など契約書と同時にやり取りをする書面などで確認ができれば、内容に含むものと取り扱う。					

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判 定		
			B	C	
(4) 領収証（領収証兼提供証明書）の交付	保護者との間に締結した契約により定められた保育等の提供の対価の額を受け取る際に領収証を交付しているか。なお、保育等以外に特定の費用の額を受け取る場合には、それぞれを区分して記載されているか。 保護者に対して保育等を提供した日及び時間帯、当該保育等の内容、費用の額その他施設等の利用費の支給に必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。	- 領収証が交付されていない。 - 領収証において、保育等の利用料の額と特定費用の額の区分して記載されていない。 - 提供証明書が交付されていない。 - 提供証明書が不十分である。（左記に記載された項目が無いなど）	○ ○ ○	・運営基準第54条、55条、56条	
(5) (区) 苦情対応窓口の設置	保育所は、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。 ※「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日 障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号 厚生労働省局長連名通知）を参考にして、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。	苦情対応窓口を設置していない。	○	・保育所保育指針第1章1(5)ウ 参考資料 ・児発第575号通知	
9 備える帳簿					
(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間毎の割り振り（シフト、ローテーション）が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類（出勤簿等）があるか。 c 労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 - 労働者名簿（労働基準法第107条） - 賃金台帳（労働基準法第108条） - 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	- 確認できる書類が備えられていない。 - 整備内容が不十分	○ ○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（26） ・指導監督基準9（1） ・運営基準第61条第1項 ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（26） ・指導監督基準9（1） ・労働基準法第107条、108条、109条 ・運営基準第61条第1項	
(2) 在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類（※）があるか。 ※利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	- 確認できる書類が備えられていない。 - 整備内容が不十分	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号へ（26） ・指導監督基準9（2）	
(3) 施設に関する書類	a 面積が確認できる施設の平面図があるか。	- 確認できる書類が備えられていない。 - 内容が不十分	○	・指導監督基準9（3） ・運営基準第61条第1項	
10 設置者の経営姿勢					
(1) 保育に対する姿勢	保育従事者の確保や保育内容等に対して利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	- 保育を行う者として不適切な経営姿勢である - 保育に対する姿勢が不十分	○	・支援法施行規則第1条第1項第1号ニ（6）、（7） ・指導監督基準10	

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
11 就 業 規 則 等 の 整 備 、 職 員 の 状 況					
(1) (区) 就業規則	a 就業規則を整備しているか。 なお、職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。	・ 就業規則を整備していない。 ・ 非常勤職員就業規則を整備していない。	○ ○		・ 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条 ・ パートタイム・有期雇用労働法第7条
	b 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。	・ 就業規則の内容が不適正である。 ・ 就業規則の内容と現状とに差がある。	○ ○		・ 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条
	c 労働基準監督署に届け出ているか。	・ 労働基準監督署に就業規則を届け出していない。	○		・ 労働基準法第89条、第90条第2項
(2) (区) 給与規程	a 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。	・ 給与規程を作成していない。 ・ 労働基準監督署に給与規程を届け出していない。	○ ○		・ 労働基準法第89条、第90条
	b 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。	・ 給与規程の内容が不適正である。 ・ 給与規程の内容と現状とに差がある。	○ ○		・ 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条
	c 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	・ 給与及び諸手当等の支給基準が不明確である。	○		・ 労働基準法第15条、第89条
(3) (区) 育児・介護休業規程	a 育児休業・介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。	・ 育児・介護休業規程等が未作成あるいは内容が不十分である ・ 労働基準監督署に、育児・介護休業規程を届け出していない。	○ ○		・ 労働基準法第89条、第90条 ・ 育児・介護休業法第5条～第16条、第16条の8、第17条～第21条の2、第23条、第24条
	b 育児休業・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。	・ 育児休業・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知していない。	○		・ 育児・介護休業法第21条
	c 育児休業・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。	・ 育児休業・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じていない。	○		・ 育児・介護休業法第5条～第16条、第16条の8、第17条～第20条、第23条～第24条
	d 子の看護等休暇制度・介護休暇制度について、適切に実施しているか。	・ 各種制度について、適切に実施していない。	○		・ 育児・介護休業法第16条の2～第16条の7
(4) (区) 旅費規程	a 職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費・日当の支払い・宿泊費について、実費ではなく定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	・ 旅費に関する規程等が未作成あるいは不十分である。	○		・ 労働基準法第89条、第90条
(5) (区) 労使協定等	a 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。	・ 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出していない。（時間外及び休日に労働させる場合）	○		・ 労働基準法第36条
	f 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。	・ 24協定を適切に締結していない。（賃金から法定外経費を控除する場合）	○		・ 労働基準法第24条

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
(6) (区) 変形労働時間制	a 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準ずるものによる規定をし、労使協定は労働基準監督署に届け出る必要がある。 b 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていない。	○		労働基準法第32条の2～第32条の4
(7) (区) 労働条件の明示	a 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む） ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む） ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。	- 採用時等に労働条件の明示がない。 - 採用時等に労働条件の明示が不十分である。	○ ○		労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条
	b 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	- 非常勤職員に勤務条件の明示がない。 - 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。	○ ○		- 労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条 - パートタイム・有期雇用労働法第6条 - 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年労働省令第34号）第2条
(8) (区) 給与の支給	a 職員の給与については、適正に支給することが必須である。	職員の給与を規程どおりに支給していない。	○		労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条
(9) (区) 社会保険等の適用	a 職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっている。	健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。	○		- 健康保険法第3条、健康保険法施行規則第24条 - 厚生年金保険法第6条第1項、厚生年金保険法施行規則第15条 - 雇用保険法第5条、雇用保険法施行規則第6条 - 労働者災害補償保険法第3条第1項
(10) (区) 勤務体制(労働基準法)	a 施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	勤務体制が労働基準法上、適正でない。	○		労働基準法第32条～第41条

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
12 そ の 他					
(1) 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	a 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しているか。	・ 施設等給付認定証の内容確認を行っていない。	○		・ 運営基準第58条
		・ 保護者の不正行為について、区に報告していない。	○		
(2) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	a 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	・ 国籍、信条、社会的身分等により差別的な取扱いをしている。		○	・ 運営基準第59条
(3) 秘密保持等	a 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	・ 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らした事実がある。		○	・ 運営基準第60条第1項
	b 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	・ 秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない。		○	・ 運営基準第60条第2項
		・ 必要な措置が不十分である	○		
	c 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	・ 文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ていない。		○	・ 運営基準第60条第3項
	d 事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知または公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	・ 個人情報保護に関して法律等に基づいて適切な措置を講じていない。	○		・ 個人情報の保護に関する法律第17条から第33条
(4) 記録の整備	a 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	・ 記録を整備していない。		○	・ 運営基準第61条第1項
		・ 記録を一部整備していない。	○		
	b 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	・ 記録を整備、保存していない。		○	・ 運営基準第61条第2項
		・ 記録を一部整備、保存していない。	○		

調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準			根拠法令等
		評 価 事 項	判定		
			B	C	
(5) (区) 運営方針 a 内容変更	- 事業内容や認定設備に変更等がある場合、適切に届出をしているか。 - 事業内容に変更等がある場合に実施要綱第30条の規定により届出をしていること。	- 事業内容に変更等がある場合、適切に届出をしていない。 - 認定設備と現状が一致していない個所がある。		○	・実施要綱第30条
(6) (区) 児童の入所状況 a 入所児童	- 入所児童が適正数であるか。 - 定期利用保育の入所要件を満たしているか。	- 入所児童が適正数でない。 - 入所要件を満たしていない。		○ ○	・実施要綱第17条で準用する第7条、第9条 ・実施要綱第3条、第15条
(7) (区) 利用料 a 利用料の設定	a 利用料を適正に設定しているか。 保護者が負担する利用料は、1日8時間当たり2,200円、月160時間当たり44,000円を上限としているか。 基準を満たす旨の証明書交付施設について、消費税が非課税となっているか。	保育料が適正でない。		○	・実施要綱第23条 ・消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第7号ハ ・消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第14条の3第1号
	b 利用料の上限額は、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円を上限としているか。 1日8時間又は1月160時間を超える利用の場合の延長のための利用料は、1時間あたり275円を上限にしているか。 利用料には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費及びこれらにかかる消費税相当分を含んでいるか。 事務手数料や入会金、登録料など、保育の実施に直接関わらない費用の徴収をしていないか。 実費徴収の規定については、私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（令和元年9月18日31こ保発第12458号）等の規定に準じているか。 ※ 次に掲げるものは、利用料に含まない（別途徴収可能） 1日8時間以上の長時間保育を実施する場合の延長保育料 2食目以降の給食代、おやつ代等 おむつ代等の実費	- 利用料の上限額を超えて徴収している。 - 延長の利用料が上限を超えている。 - 利用料に含まれる費目を、別途保護者から徴収している。 - 保育の実施に直接関わらない費目を徴収している。 - 保護者に負担させることが適当と認められない費用を徴収している。		○ ○ ○ ○ ○	・（参考資料）令和元年9月18日31こ保発第12458号私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（通知）
(8) (区) 会計処理 a 書類の整備保管	補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。	書類を整備・保管していない。		○	・交付要綱第8条別記補助条件17